

中身ニ於テ先決事項ノ一ニシテ
之ニ至リ共経過ノ化ス

一、労働時等延長ニ對シテ國之内務部
職之側ニ於テハ六月廿七日職工大會ノ際
決議セシ労働時等延長ニ對シテ國之内務
省ニ對シテ一、職工ノ調印蒐集申入
因島ニ對シテ某職之約田各三社ニ對シテ
某職之約田各十名ノ連署ヲ得先ニ以テ

六月三十日女工交際會ノ書理ニ對シテ
送ルニトモカ時ノ別ニ實施ニ對シテ
申入セリ為ニシ

一、九時労働ニ絶對反對ト
一、二時より九時労働ニ變更スルニ
御テ終ルハ且場ノ荒立場力退場
セシメヤン時ハ且場盤禁トシテ
一、強制ヲ用ヒル九時労働也シメタル時ハ
別ニ對シテ労働時等延長ノ請求スルニ